

參考資料

1. 上尾市環境基本条例

平成9年9月30日
条例第25号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策(第7条—第21条)

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制(第22条—第26条)

附則

人は、豊かな自然の恵みの下に、その生命をはぐくみ、活力ある今日の社会を築いてきた。

しかしながら、生活の利便性や物質的な豊かさが高まる一方で、資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、ひいては、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

武蔵野の美しい自然と豊かな歴史と伝統にはぐくまれた私たちの上尾でも、人口の集中や産業の集積により、活発な社会経済活動が展開される一方、多くの自然が失われ、都市・生活型公害が拡大するとともに、廃棄物の問題が深刻化しつつある。

もとより、私たちは、健康で文化的な生活を営む上で必要とされる良好な環境を享受する権利を有するとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐべき責務を有している。

私たちを取り巻く環境は、すべての生命をはぐくむ母胎であり、人類共通の財産である。私たちは、このことを深く認識し、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指していかなければならない。

私たちは、共に力を合わせて環境の保全及び創造を推進し、人と地球にやさしい上尾をつくるために、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(3) 環境監査 市が環境の保全及び創造に関して講じた施策について事後的に自ら点検及び評価を行い、その結果を以後の市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に反映させていくことをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な環境を享受する権利の実現を図るとともに、その環境を将来の世代に引き継ぐことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、すべての者が環境への負荷を低減することその他の行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることにかんがみ、国際的な認識及び協力の下に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造を図るため、その日常生活において環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に主体的に取り組むように努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に参画し、及び協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

(環境への配慮の優先)

第7条 市は、すべての施策の策定及び実施に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るよう努めなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、上尾市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱

(2) その他環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴いたうえ、上尾市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(報告書の作成)

第10条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

(環境監査の実施)

第11条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するため、市が行う環境監査に関し調査研究を行い、その実施に努めるものとする。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施前に環境影響評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(規制措置)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

(助成措置)

第14条 市は、事業者又は市民が環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造のための適切な措置をとることを助長するため、必要かつ適正な助成を行うために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(財政措置)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるように努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第16条 市は、下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 前項に定めるもののほか、市は、公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の振興等)

第18条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともにこれらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(民間団体等の環境保全活動の促進)

第19条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体等」という。)が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

(情報の提供)

第20条 市は、第18条の教育及び学習の振興並びに前条の民間団体等の活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

第3章 環境の保全及び創造のための推進体制

(総合調整のための体制の整備)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策について総合的に調整し、及び推進するために必要な体制を整備するものとする。

(調査等の体制の整備)

第23条 市は、環境の状況を把握し、及び環境の保全に関する施策を適正に実施するために必要な調査、監視、測定及び検査の体制を整備するものとする。

(地球環境の保全)

第24条 市は、国際的な認識及び協力の下に、国、埼玉県その他の関係機関と連携して、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

(国、埼玉県等との協力)

第25条 市は、広域的な取組が必要とされる環境の保全及び創造に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び埼玉県その他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との協働)

第26条 市は、環境の保全及び創造に関し、協働して取り組むため、民間団体等からなる組織を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

2. 上尾市環境審議会

○上尾市環境審議会条例

平成6年6月23日

条例第11号

(設置)

第1条 環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、上尾市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 上尾市環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 環境監査に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 関係団体の代表
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 識見を有する者

3 第1項の規定にかかわらず、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、審議会に5人以内の臨時の委員（以下「臨時委員」という。）を置くことができる。

4 臨時委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 識見を有する者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員（臨時委員を除く。以下同じ。）の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、特別の事項に関する調査審議に必要な期間とする。

3 委員及び臨時委員は、委嘱された時における当該身分を失った場合は、その職を失う。

4 委員及び臨時委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員（特別の事項を調査審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 委員は、自己の利害に直接関係のある事項を審議する場合は、議事に加わることができない。
- 5 審議会は、特に必要があると認めるときは、関係者に資料の提出又は会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、市の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受けて、事務に従事する。

(部会)

第8条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に、部会長及び副部会長1人を置き、当該部会を組織する委員及び臨時委員の互選により定める。
- 4 第5条第2項の規定は部会長について、同条第3項の規定は副部会長について、第6条の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。

(庶務)

第9条 審議会及び部会の庶務は、環境経済部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は審議会が、部会の運営に関し必要な事項は部会が、それぞれ定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。
(上尾市公害対策審議会条例の廃止)
- 2 上尾市公害対策審議会条例(昭和50年上尾市条例第17号)は、廃止する。
(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 3 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成8年条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第26号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第10号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1)から(4)まで 略

(5) 第10条の規定 平成13年4月8日

附 則(平成18年条例第1号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 24 日条例第 5 号）
この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

○上尾市環境審議会名簿

敬称略

No.	委員区分	役職	氏名	備考
1	1号委員（市議会の議員）		島津 秋男	令和 8 年 1 月 22 日まで
2			小高 進	令和 8 年 1 月 23 日から
3	”		平田 通子	令和 8 年 1 月 22 日まで
4	”		星野 良行	令和 8 年 1 月 23 日から
5	”		海老原 直矢	
6	2号委員（関係団体の代表）		宮本 利章	上尾市自治会連合会 令和 7 年 5 月 31 日まで
7	”		鈴木 礼三	上尾市自治会連合会 令和 7 年 6 月 1 日から
8	”		栗原 邦夫	上尾商工会議所
9	”	副会長	小川 早枝子	公益財団法人 埼玉県生態系保護協会上尾支部
10	”		市村 英一	さいたま農業協同組合
11	”		松本 弘子	女性フォーラムあげお
12	”		新井 力	上尾市 PTA 連合会
13	”		生井 圭子	上尾市消費者団体連絡会
14	3号委員（関係行政機関の職員）		佐藤 正太	埼玉県中央環境管理事務所 令和 7 年 5 月 31 日まで
15	”		相良 純子	埼玉県中央環境管理事務所 令和 7 年 6 月 1 日から
16	”		長谷部 由佳	埼玉県警察上尾警察署 令和 7 年 2 月 13 日まで
17	”		長谷川 繁	埼玉県警察上尾警察署 令和 7 年 2 月 14 日から 令和 7 年 10 月 30 日まで
18	”		池田 敬彰	埼玉県警上尾警察署 令和 7 年 10 月 31 日から
19	4号委員（識見を有する者）	会長	磐田 朋子	芝浦工業大学
20	”		鈴木 敏資	特定非営利活動法人 環境サポート埼玉
21	”		安田 信一	埼玉県環境アドバイザー

3. 改定経過

日 程	内 容
令和6年7月26日	上尾市環境審議会 ・計画改定について
令和6年9月18日 ～令和6年10月4日	市民・事業者アンケート調査
令和6年11月15日 ～令和6年11月28日	小中学生アンケート調査
令和7年1月15日	上尾市環境政策推進会議幹事会 ・計画改定に関する中間報告書について
令和7年1月24日	上尾市環境政策推進会議 ・計画改定に関する中間報告書について
令和7年2月14日	上尾市環境審議会 ・計画改定に関する中間報告書について
令和7年5月10日	市民ワークショップ
令和7年5月12日	上尾市環境政策推進会議幹事会 ・計画骨子に関する審議
令和7年5月19日	上尾市環境政策推進会議 ・計画骨子に関する審議
令和7年6月25日	上尾市環境審議会（諮問） ・計画骨子に関する審議
令和7年10月8日	上尾市環境政策推進会議幹事会 ・計画素案に関する審議
令和7年10月20日	上尾市環境政策推進会議 ・計画素案に関する審議
令和7年10月31日	上尾市環境審議会 ・計画素案に関する審議
令和7年11月7日 ～令和7年12月8日	市民コメント実施
令和7年12月24日	上尾市環境政策推進会議幹事会 ・計画案に関する審議
令和8年2月2日	上尾市環境政策推進会議 ・計画案に関する審議
令和8年2月12日	上尾市環境審議会 ・計画案に関する審議
令和8年3月2日	上尾市環境審議会（答申）
令和8年3月	第3次上尾市基本計画【改定版】策定

4. 用語解説

【あ行】

アップサイクル

捨てられるはずだった廃棄物や不用品に新たな価値を付加し、新しい製品として蘇らせること。

一般廃棄物

産業廃棄物以外の廃棄物。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「生活排水」に分類される。

また、「ごみ」は事業活動によって生じた「事業系ごみ」と「家庭ごみ」に分類される。

ウェルビーイング

世界保健機関（WHO）が1946年設立時にWHO憲章において「健康」を定義づける言葉として使われたのが始まりとされている。OECD（経済協力開発機構）や、世界各国において、人々の満足度等を示す指標としてGDPを補完する指標として注目されている。

近年、国も満足度・生活の質を表す指標として導入を進めており、環境分野でも「第六次環境基本計画」の中でウェルビーイング（高い生活の質）の実現を目指すことを示している。

うちエコ診断

家庭でのエネルギー消費やCO₂排出量を把握し、環境負荷の低減や省エネ対策を実践するための診断サービス。環境省が推進する取組の一環で、専門家が各家庭の生活スタイルやエネルギー使用状況を分析し、具体的な改善策を提案する。

エコアクション21

環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく取組を行う事業者を認証及び登録する制度。中小事業者等の環境への取組を促進するため、環境マネジメントシステム、環境パフォーマンス評価及び環境報告を一つに統合した環境配慮のツールがある。

エコチューニング

脱炭素社会の実現に向けて、業務用等の建築物から排出される温室効果ガスを削減するため、建築物の快適性や生産性を確保しつつ、設備機器・システムの適切な運用改善等を行うこと。

エコチューニングにおける運用改善とは、エネルギーの使用状況等を詳細に分析し、軽微な投資で可能となる削減対策も含め、設備機器・システムを適切に運用することにより温室効果ガスの排出削減等を行うことをいう。

エコドライブ

不要なアイドリングや空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめる、余分な荷物を載せないなど、環境負荷の軽減に配慮した自動車の使用で、燃料消費量やCO₂排出量を減らし、地球温暖化防止につながる取組。

エコロジカルネットワーク

生きものが息息・生育する様々な空間（緑地・水辺等）がつながる生態系ネットワークのこと。

エネルギーマネジメントシステム

エネルギーの消費データを収集・分析し、リアルタイムでの監視や制御等を行うことで、エネルギー使用の最適化・効率化の向上を実現させるためのシステム。

温室効果ガス

大気中の CO₂ やメタン (CH₄) などのガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスといい、地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類 (HFC_s)、パーフルオロカーボン類 (PFC_s)、六ふっ化硫黄 (SF₆)、三ふっ化窒素 (NF₃) の7種類としている。

【か行】

カーボン・オフセット

日常生活や経済活動において避けることができない温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方。

カーボンクレジット

省エネルギー設備の導入や再生可能エネルギーの利用による CO₂ 等の排出削減量や、適切な森林管理による CO₂ 等の吸収量をクレジットとして取引すること。制度としては国がクレジット認証する J-クレジットがある。

カーボンニュートラル

CO₂ を始めとする温室効果ガスの排出量から、森林などによる吸収量を差し引いてゼロを達成することを意味する。ゼロカーボン、ゼロエミッションということもある。

カーボンプライシング

CO₂ (カーボン、炭素) に価格をつけ、それによって排出者の行動を変化させるために導入する政策手法。炭素税や排出量取引制度など、企業や個人の排出削減を促し、気候変動対策の推進に寄与するものとして、カーボンニュートラルの実現に向けて、国でカーボンプライシング活用の検討が進められている。

海洋プラスチックごみ

ポイ捨てや屋外に放置されたプラスチックごみが、雨や風に流され河川などを經由して海域に流出し、海岸や海底にたまったり、水中を浮遊しているごみのこと。生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしている。海域に流出したプラスチックは、マイクロプラスチックと呼ばれる微細片となり、漂流の過程で汚染物質が表面に吸着することから、有害な化学物質が食物連鎖に取り込まれることによる生態系への影響が懸念されている。

外来種

国外や国内の他地域から人為的(意図的または非意図的)に移入されることにより、本来の分布域を越えて生息または生育することとなる生物種。外来種のうち、生態系や農林水産業、または人の健康に大きな被害を及ぼすものを「侵略的外来種」と呼ぶ。平成 27 (2015) 年 3 月に「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト(生態系被害防止外来種リスト)」が策定され、日本及び海外等での生態系等への被害状況を踏まえ、日本における侵略性を評価し、リスト化された。

化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してできた有機物の燃料のことで、主なものに、石炭、石油、天然ガスなどがある。化石燃料を燃焼すると、地球温暖化の原因とされる CO₂ などが発生する。また、埋蔵量に限りがあり、有限な資源である。

環境基準

環境基本法第 16 条の規定に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として国が定めるもの。大気、水、土壌、騒音の「維持されることが望ましい基準」であり行政上の目標として定められるもの。

環境基本計画

環境基本法第 15 条に基づき、環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱等を定めるもの。令和 6（2024）年に第六次計画が閣議決定された。

「第六次環境基本計画」は第五次環境基本計画の「循環共生型社会」の考え方を継承しつつ、環境保全を通じた「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現を目指し、地域循環共生圏の構築による新たな成長などを掲げている。

環境基本法

環境の保全の基本理念、各主体の責務、基本的施策、組織などを定めた法律。環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としている。

環境負荷

人の活動により環境に加えられる影響で、環境を保全する上で支障をきたすおそれのあるもの。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が自主的に環境負荷の低減と環境保全の推進に関する取組を進めるための体制・手続き等の仕組み。

緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を削減し（または植林などによって吸収量を増加させる）気候変動を抑制するための対策。「緩和策」に対して、地球温暖化の影響による被害を抑える対策を「適応策」という。

気候変動

地球全体の気温、降水量、気象パターンなどの長期的な変化のこと。気候変動の影響は、農業、水環境、自然生態系、自然災害、人間の健康など、多岐にわたる分野に及び、特に、近年は極端な大雨や猛暑などの異常気象が世界各地で頻発しており、その影響が深刻化している。

気候変動適応法

気候変動への適応の推進を目的として平成 30（2018）年に制定された法律。

気候変動適応に関する計画の策定、気候変動適応影響及び気候変動適応に関する情報の提供、熱中症対策の推進等気候変動適応を推進し、国民の健康や生活の確保に寄与することを目的としている。

クーリングシェルター

熱中症対策強化のため、冷房施設を有する施設をクーリングシェルター（指定暑熱避難施設）として指定し、だれでも気軽に暑さをしのぐために利用できる場所や施設のこと。

グリーンインフラ

自然環境が有する多様な機能（生きものの生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等）を積極的に活用して、地域の魅力・居住環境の向上や防災・減災などの多様な効果を得ようとする考え方及びその取組のこと。

グリーン電力証書

自然エネルギー等で発電された電力の環境価値（CO₂削減など）を「証書」として取引すること。グリーン電力証書を活用することで、再生可能エネルギーを直接利用せずに、その環境価値を活用し、省エネや環境保全に貢献できる。

光化学オキシダント

大気中の窒素酸化物、炭化水素などが紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される酸化性物質の総称。春から秋にかけて、風が弱く晴れた日には、窒素酸化物や光化学オキシダントが大気中に停滞し、遠くがかすんで見えるようになる（光化学スモッグ）。

合成燃料

水素と CO₂ を反応させて人工的に作る液体燃料。石油由来の燃料と異なり、燃焼しても大気中の CO₂ を増加させないため、カーボンニュートラルの実現に貢献する燃料として期待されている。

合成メタン

水素と CO₂ を反応させて生成される人工的なメタンのこと。再生可能エネルギー由来の水素と燃料の燃焼によって排出された CO₂ を回収して用いることで、カーボンニュートラルな特性を持ち、既存のガスインフラや設備を活用できる利点がある。

コージェネレーションシステム

コージェネレーション（熱電併給）は、天然ガス、石油、LP ガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収・利用することで省エネ効果が高くなるシステム。コジェネとも略する。

【さ行】

再エネ・省エネ対策推進奨励金

太陽光発電システムやハイブリッド給湯機、電気自動車などの再エネ・省エネ機器を購入・設置した市民・事業者に対し、自主的に再エネ・省エネに取り組むことへの奨励金を交付する上尾市の制度。

再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどの再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。永続的に利用でき、温室効果ガスを発生させない。

埼玉県エコアップ認証制度

環境マネジメント（事業者が、自主的に環境への取組を実施するために、環境に関する方針やマニュアル、目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認及び評価し、改善していくこと）に取り組み、かつ CO₂ 削減及び廃棄物の排出抑制等環境負荷低減に優れた取組をしている事業所を県が認証する制度。

サステナブル

「持続可能な」を意味するもので、環境や社会、経済の持続可能性を考慮しながら、持続可能な形で発展させる考え方。1987年に国連「ブルントラント委員会」が「将来世代のニーズを損なうことなく、現在世代のニーズを満たす開発」と定義し、1992年の「国連環境開発会議（地球サミット）」の「リオ宣言」において持続可能な社会の実現を目指すことが国際的に合意されている。

次世代自動車

運輸部門からの CO₂ 削減のため、電気自動車（EV）、ハイブリッド自動車（HV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル車等を「次世代自動車」として国が定めている。「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」で2035年までに乗用車の新車販売で電動車（EV、FCV、PHEV、HV）100%を実現する目標を掲げている。

自然共生社会

「自然の仕組みを基礎とする真に豊かな社会をつくる」を理念とし、豊かな生物多様性に支えられた健全な生態系が確保され、その恵みを持続可能に利用することにより、生物多様性の回復と事業活動の両立が確保された、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会のこと。

自然再興（ネイチャーポジティブ）

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め、反転させること。ネイチャーポジティブの実現には、自然保護だけを行うものではなく、社会・経済全体を生物多様性の保全に貢献するよう変革が必要であり、多様な主体による取組や参画も重要視されている。

持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）極度の貧困と飢餓の撲滅など、2015年までに達成すべき開発分野における国際社会共通の8つの目標の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標である。

17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsの17のゴールは相互に関係しており、経済面、社会面、環境面の課題を統合的に解決することや、1つの行動によって複数の側面における利益を生み出す多様な便益（マルチベネフィット）を目指すという特徴を持っている。

循環型社会

天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会のこと。従来の「大量生産・大量消費・大量廃棄型社会」に代わり、今後目指すべき社会像として、平成12（2000）年に制定された、循環型社会形成推進基本法で定義されている。

循環型社会形成推進基本法

平成12（2000）年に制定された、廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用、適正処分を通じて、資源の循環的利用を促進し、環境負荷の低減を目指すことを目的とした法律。

処理の優先順位（発生抑制→再使用→再生利用→熱回収→適正処分）を初めて法定化し、循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民の役割を明確化している。

循環経済（サーキュラーエコノミー）

従来の3Rの取組に加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化などを通じて付加価値を生み出す経済活動であり、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑止等を目指すもの。

省エネルギー

エネルギーを消費していく段階で、無駄なく・効率的に利用し、エネルギー消費量を節約すること。

食品ロス

売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、本来食べられるのに廃棄されている食品のこと。

自立分散型エネルギー

地域や建物単位でエネルギーを自給自足する仕組みで、太陽光や風力等の再生可能エネルギーや蓄電池を活用し、エネルギーの地産地消を実現するもの。大規模停電時でも電力供給が可能で、災害時のレジリエンス向上に寄与する。

森林環境譲与税

都道府県・市区町村が、それぞれの地域の実情に応じて森林整備及びその促進に関する事業を幅広く弾力的に実施するための財源として活用されるもの。令和6(2024)年度から国民一人あたり千円が森林環境税として課税され、その税収が森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲渡される。

スマートコミュニティ

ICT(情報通信技術)等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画、整備、管理・運営等)の高度化により、基礎インフラと生活インフラ・サービスを効率的に管理・運営し、環境に配慮しながら、人々の生活の質を高め、継続的な経済発展を目的とした新しいコミュニティのこと。

生態系

空間に生きている生物(有機物)と、生物を取り巻く非生物的環境(無機物)が相互に関係しあって、生命(エネルギー)の循環をつくりだしているシステムのこと。空間とは、地球という巨大な空間や、森林、草原、湿原、湖、河川などのひとまとまりの空間を表し、例えば、森林生態系では、森林に生活する植物、昆虫、脊椎動物、土壌動物などあらゆる生物と、水、空気、土壌などの非生物が相互に作用し、生命の循環をつくりだすシステムが保たれている。

生物多様性

生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。特有の個性を持つ様々な生きものが、様々な異なる環境の中で、互いの個性を活かしながら直接的・間接的につながり、支えあっていることで、たくさんの種類の生きものがいるだけでなく、様々な環境があること、そして同じ種類の生きものの中でも様々な遺伝子があることとされている。生物多様性条約など一般には、

- ・ 様々な生物の相互作用から構成される様々な生態系の存在 = 生態系の多様性
- ・ 様々な生物種が存在する = 種の多様性
- ・ 種は同じでも、持っている遺伝子が異なる = 遺伝子の多様性

という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

生物多様性基本法

平成20(2008)年に制定された、生物多様性の保全及び持続可能な利用について基本原則、各主体の責務、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の基本となる事項を規定した法律である。生物多様性に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、生物多様性から得られる恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会の実現を図り、あわせて地球環境の保全に寄与することを目的とする。

【た行】

太陽光発電

太陽の光エネルギーを太陽電池により直接電気に変換する発電方法のこと。

脱炭素(社会)

地球温暖化の原因となるCO₂を始めとする温室効果ガスをなくして「ゼロ」にすること。また、それを目指す社会のこと。

脱炭素経営

事業所から排出される温室効果ガスを実質ゼロに近づけ、カーボンニュートラルを目指すこと。国内外において、事業者の格付けや投資家及び消費者からの信用・支援の基準としても注目されており、これらは大企業のみでなく、サプライチェーン全体として取り組むことが必要とされている。

地域循環共生圏

地域資源を活用して環境・経済・社会を良くしていく事業（ローカル SDGs 事業）を生み出し続けることで地域課題を解決し続ける自立した地域をつくとともに、地域の個性を活かして地域同士が支え合うネットワークを形成する「自立・分散型社会」を示す考え方。

地球温暖化

地球の気候系の平均気温が長期的に上昇する気象現象のこと。自然のサイクルの自然変動と、人為起源によるものがある。20 世紀半ば以降の温暖化は人為起源の温室効果ガスが主な原因とされている。

地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第 8 条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

国連気候変動枠組条約第 3 回締約国会議（COP3）で採択された「京都議定書」を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めた法律で平成 10（1998）年に公布された。地球温暖化対策に関して国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めることにより対策の推進を図り、現在そして将来の国民の健康で文化的な生活の確保、人類の福祉への貢献を目的としている。

適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取り組むべき短期的施策と、予測される影響の防止・軽減のための中長期的施策がある。

デコ活

CO₂ を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良い（Eco）を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉。

デング熱

熱帯・亜熱帯に生息するデングウイルスを持った蚊に刺されることによって生じる感染症の一種。発熱、頭痛、筋肉痛、関節痛や皮膚の発疹などが主な症状。地球温暖化が進むことにより、日本国内でも流行することが懸念されている。

特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。飼育・栽培、運搬、輸入、野外への放出、譲渡などが規制される。

【な行】

ナッジ

ナッジ（nudge：そっと後押しする）とは、行動科学の知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的に取れるように手助けする手法のこと。具体的には、罰則やインセンティブなど行動を制限したり限定したりせず無意識下に働きかけて、本人が良い選択をできるように後押しする。

熱中症警戒アラート

熱中症の危険性に対する「気づき」を促すことを目的として、気象庁と環境省が共同で発表する情報。

【は行】**バイオマス発電**

動植物から生まれた再生可能な有機性資源を「直接燃焼」したり「ガス化」するなどして発電すること。バイオマスには家畜排泄物や生ごみ、木くず、もみがらなどがある。

パリ協定

平成 27 (2015) 年 12 月にフランス・パリで開催された「国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21)」において採択された「京都議定書」以降の新たな地球温暖化対策の法的枠組みとなる協定。世界共通の長期目標として、地球の気温上昇を「産業革命前に比べ 2℃よりも十分低く」抑え、「1.5℃未満に抑えるための努力をする」、「主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新する」、「共通かつ柔軟な方法で、その実施状況を報告し、レビューを受ける」ことなどが盛り込まれている。

ヒートポンプ

空気や地中、水などの熱源から熱を移動させ、効率よくエネルギーを使うことができる技術。エアコンや給湯器などに使われている。

フードドライブ

家庭や事業所などで余った食品を集めて、フードバンクや福祉団体などに寄付する活動のこと。

フードバンク

食べられるにもかかわらず処分されてしまう食品を家庭や事業所から提供を受け、福祉施設や生活困窮者などに無償で提供する団体及び活動のこと。

ペロブスカイト (太陽電池)

ペロブスカイト結晶構造 (一般式: ABX_3) を持つ化合物を発電層に持つもので、軽くて柔軟であるため、従来のシリコン系太陽電池では重量や厚み等により設置できなかったビルの壁面や耐荷重の小さな屋根等の場所にも設置ができるようになるとして期待されている。次世代型ソーラーセルということもある。

【ま行】**マイ・タイムライン**

住民一人ひとりのタイムライン (防災行動計画) であり、台風などの接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

まちのクールオアシス・まちのクールナビスポット

埼玉県の熱中症対策事業で、夏季外出時に休憩できる冷房の入った一時休息所を「まちのクールオアシス」、熱中症予防についての情報発信拠点を「まちのクールナビスポット」として位置付け、県内の公共施設のほか、民間施設にも設置協力を呼びかけている。

メタネーション

メタネーションは CO_2 と水素を合成しメタン (CH_4) を製造する技術のこと。都市ガスの主原料となるメタンの燃焼によって排出される CO_2 を回収し、リサイクルされた CO_2 を使ってメタンを合成することにより、大気中の CO_2 の増加を抑えることができる。

【ら行】

リニアエコノミー

大量生産・大量消費・大量廃棄を前提とする社会経済システムのこと、資源の採掘から大量生産、最終的には大量廃棄へと至る一方通行的な経済活動を指す。

レジリエント

もともとの意味は「弾力」や「回復」といった意味。転じて、困難や脅威に直面している状況への適応力や回復力という意味で用いられる。防災や環境の分野において、想定外の事態に対し社会や組織が機能を速やかに回復する強靭さ、といった意味で使われている。

【英数】

BOD（ビーオーディー）

生物化学的酸素要求量（Biochemical Oxygen Demand）の略称で、水中の有機物が好気性微生物（バクテリア・プランクトン）によって分解される際に消費される酸素の量であり、水中の有機物による水質汚濁の目安となる。

COP（コップ）

締約国会議（Conference of the Parties）の略称で、環境問題に限らず、多くの国際条約で、加盟国の最高決定機関として設置されている。国連気候変動枠組条約のほか、生物多様性や砂漠化対処条約等の締約国会議があり、開催回数に応じて COP の後に数字が入る。

COD（シーオーディー）

化学的酸素要求量（Chemical Oxygen Demand）の略称で、水中の有機物が科学的に分解される際に消費される酸素の量であり、主に湖沼や海域の水質汚濁の目安となる。

CO₂ 排出係数（シーオーツーツー排出係数）

燃料 1 単位の燃焼に伴う CO₂ 排出量のこと。ガソリン、灯油、都市ガス、電力など、それぞれの燃料種に係数が定められており、燃料使用量に排出係数を乗じることで CO₂ 排出量が算出される。例えば、電力の排出係数は、1 kWh の電力消費に伴う CO₂ 排出量として、kg-CO₂/kWh と表される。

DAC（ディーエーシー）

DAC（Direct Air Capture）の略称で、大気中の二酸化炭素を（CO₂）を直接回収する技術で、開発途上であるネガティブエミッション技術の一つに該当する。回収した CO₂ は地中に貯留したり、燃料や原料として再利用することが可能で、脱炭素社会の実現に寄与すると期待されている。商用化されている化学吸収、化学吸着のほかに膜分離や電気化学を用いた手法の開発が行われている。

ESCO 事業（エスコ事業）

省エネルギー改修にかかる全ての経費を光熱水費の削減分で賄う事業のこと。ESCO 事業者は、省エネルギー診断、設計・施工、運転・維持管理、資金調達などにかかる全てのサービスを提供する。

GX（ジーエックス）

Green Transformation（グリーントランスフォーメーション）の略称で、化石燃料に頼らず、太陽光や水素など自然環境に負荷の少ないエネルギーの活用を進めることで CO₂ 排出量を減らそう、また、そうした活動を経済成長の機会にするために世の中全体を変革していこうという取組。

ISO14001（アイエスオー14001）

環境マネジメントシステムに関する国際規格で、環境リスクの低減、法的義務の遵守、環境目標の達成のために、PDCA サイクル（Plan-Do-Check-Act）を通じて継続的な改善を行うための組織の仕組み。

PPA (ピーピーイー)

Power Purchase Agreement (電力販売契約) の略称で、企業・自治体等が保有する施設の屋根や遊休地を事業者が借りて無償で発電設備を設置し、発電した電気を施設等で使うことで、電気料金とCO2排出の削減が可能になる。契約形態には、発電施設が利用者の敷地内にあるオンサイト型と、遠隔地から電力を供給するオフサイト型がある。

RE100 (アールイー100)

Renewable Energy 100%の略称で、企業活動に必要な電力を100%再生可能エネルギーで調達することを目標に掲げる企業が加盟するイニシアチブ。

SDGs (エスディーゼズ)

SDGs (Sustainable Development Goals[持続可能な開発目標]) とは、2015年9月国連で採択され、「誰一人取り残さない」という理念のもと、「持続可能な世界を実現する」ことを目指した、2030年を達成期限とする17のゴール、169のターゲット、及び、その進展を評価するための指針を持つ包括的な目標。(一社)日本SDGs協会HP)

V2H (ブイツーエイチ)

電気自動車(EV)に蓄えた電力を家庭や事業所で利用するシステムのこと。V2H (Vehicle to Home の略称) は家庭用、V2B (Vehicle to Building の略称) は業務用ビルなどである。

利用するためにはV2H、V2B対応の電気自動車、電気自動車に蓄電している直流電力を家庭で使用可能な交流電力に変換するEV用パワーコンディショナーが必要となる。

ZEB (ゼフ)

Net Zero Energy Building の略称であり、ビルの断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となることを目指したビルのこと。

現在、ZEBの実現・普及に向けて、ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready、ZEB Oriented の4段階に定義されている。

ZEH (ゼッチ)

Net Zero Energy House の略称であり、住宅の断熱性・省エネ性能を上げるとともに、太陽光発電などでエネルギーを創ることにより、消費エネルギーの収支がプラスマイナス「ゼロ」となる住宅のこと。

30by30 目標

生物多様性に関する世界目標となる「愛知目標」の後継として令和4(2022)年12月に採択された「昆明・モンリオール生物多様性枠組」において示された主要目標の一つ。

2030年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全しようとする目標のこと。

3R

3R (スリーアール) とは、循環型社会を形成していくためのキーワードで、リデュース(発生抑制: 資源の消費やごみの発生をもとから減らす)、リユース(再使用: くり返し使う)、リサイクル(再生利用: 資源として再び利用する)の行動を指す。

